

## 公共事業事前評価会議設置要綱

	平成 15 年 9 月 5 日
改正	平成 16 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 7 月 1 日
改正	平成 21 年 5 月 11 日

### (趣旨)

第1 この要綱は、青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する要綱（平成15年9月5日制定。以下「実施要綱」という。）第3第2号の規定により設置する公共事業事前評価会議（以下「評価会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 評価会議は、新規箇所について、公共事業所管部長が行った1次評価に係る評価結果及び対応方針案について、点検・評価を行うものとする。

### (組織)

第3 評価会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。  
 2 会長は、第1順位の副知事をもって充て、副会長は第2順位の副知事をもって充てる。  
 3 委員は、総務部長、企画政策部長、農林水産部長及び県土整備部長をもって構成する。

### (職務)

第4 会長は、評価会議を代表し、会務を総理する。  
 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、不在のときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5 評価会議の会議は、会長が招集する。  
 2 評価会議の会議は、会長が議長となる。  
 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第6 評価会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。